

債務の履行に関する方針

デジタル証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第5項に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値（以下「セキュリティトークン」といいます。）を移転するために必要な秘密鍵その他の情報（以下「秘密鍵等」といいます。）の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、当社の資産と分別して管理するお客様のセキュリティトークンでお客様に対して負担するセキュリティトークンの管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針について、以下の通り定めるものとします。

1. 債務の履行の方法

当社は、秘密鍵等の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、お客様に対して負担するセキュリティトークンの管理に関する債務の全部を履行することができなくなった場合、当社に帰責事由があるときには不履行となった債務について、相当因果関係の範囲内での金銭による弁済又は現状回復その他の方法を真摯に検討するものとします。

2. 債務の履行の時期

当社は、上記の債務の履行を、秘密鍵等の漏えい、滅失、毀損その他の事由が当社の帰責事由によるものであることが明らかとなったのち、速やかに行うものとします。

3. 免責事項

当社は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負わないものとします。

- （1）当社もしくは当社が秘密鍵等の管理を委託する委託先が管理する秘密鍵等が第三者に流出又は不正に作成された場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- （2）当社が電子記録移転有価証券表示権利等の取引及び管理に利用するシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）に障害が発生し、又は発行者その他関係者に法令違反行為又は過失があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合
- （3）プラットフォームに存在する契約不適合が顕在化し、かつ、かかる契約不適合の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がない場合
- （4）通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害若しくは契約不適合、これらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは契約不適合、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱い等及び保護預り（以下「本サービス」といいます。）の提供ができなくなった場合、又は本サービスの伝達遅延、誤謬若しくは欠陥が生じた場合
- （5）お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の障害、制限、エラー、内容の契約不適合等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合
- （6）セキュリティトークンの内容または価格等の情報提供を行う者（以下「情報配信元」といい、セキュリティトークンの発行者その他関係者を含みますが、これらに限りません。）に

おける障害または回線障害等によって正常に価格等の情報提供が行われなかったことに伴い、お客さまからの注文が行われなかった場合もしくは誤って行われた場合、または行われた注文等が発注されなかった場合もしくは誤った発注となった場合

(7) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がない場合

(8) 本サービスで提供する情報につき、公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害するおそれがあると判断され、本サービスで提供する情報につき、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合

(9) 天災地変、政変、同盟罷業等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び電子記録移転有価証券表示権利等の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合

(10) 上記(1)から(9)に掲げるものの他、当社の責めに帰さないやむを得ない事由による本サービスの提供の中止、中断または内容等の変更を行った場合、またはお客さまの債務不履行による場合など、当社に故意または重大な過失がない場合

(11) 上記(1)から(10)に掲げる免責事項の他、当社は、セキュリティトークンの取引等について定める当社の約款等の免責事項に定める損害についても賠償の責任を負わないものとします。

2025 年 8 月